

2 新たに免許状を取得する方法

基礎資格及び所要単位		特支	別表1							
基礎資格	特別支援学校教諭 2種免許状	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有すること。								
	特別支援学校教諭 1種免許状	学士の学位を有すること及び幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有すること。 * 学士の学位を有することには、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。								
	特別支援学校教諭 専修免許状	修士の学位を有すること及び幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有すること。 * 修士の学位を有することには、大学（短大を除く。）の専攻科又は大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。								
所要単位の 関係	科 目		最低修得単位数							
			2種		1種		専修			
	特別 支 援 教 育 に 関 連 す る 科 目	特別支援教育の基礎理論に関する科目 注4 注5		2		2		2		
		特別支援教育領域に関する科目 注6	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚 又は 聴覚	1	4	1	8	1	8
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1		2		2	
		特別支援教育領域に関する科目 注6	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的、 肢体、 又は病弱	1	2	1	4	1	4
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1		2		2	
	合計単位数			8		16		16		
	特別支援教育領域以外の領域に関する科目 注7	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	免許状に定める以外の全ての領域	3		5		5		
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目								
注1	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習（事前及び事後の指導の1単位を含む。） 注5 注8		3		3		3			
注2	計		16		26		26			
注3	専修免許状に係る特別支援教育に関する科目 注9						24			
合計単位数			16		26		50			
<p>注1 旧法の規定により修得した単位は、新法に読替えて使用できる場合がある。ただし、大学等の証明を得た場合に限る。</p> <p>注2 「特別支援教育に関する科目」の単位は、特別支援学校の教諭の免許状の認定課程のある大学等で修得する。</p> <p>注3 (1) 1種免許状を取得する場合、既に2種免許状を有しているときは、この表の2種免許状に相当する単位は、修得済とみなす。 (2) 専修免許状を取得する場合、既に1種免許状を有しているときは、この表の1種免許状に相当する単位は修得済とみなす。</p> <p>注4 「特別支援教育の基礎理論に関する科目」は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。</p> <p>注5 「特別支援教育の基礎理論に関する科目」及び「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」の単位は、全ての領域について共通に使用できる。</p> <p>注6 特別支援教育領域のうち、1又は2以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。以下同じ。）について、それぞれ次の(1)又は(2)に定める単位を修得するものとする。 (1) 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて8単位（2種免許状の授与を受ける場合にあっては4単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（2種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）以上を含む。） (2) 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて4単位（2種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（2種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）以上を含む。）</p> <p>注7 「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」については、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項（重複・LD等領域）のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。</p> <p>注8 「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」の単位は、特別支援学校において、教員として良好な成績で勤務した経験年数1年につき1単位の割合で、この表に掲げる「特別支援教育に関する科目」の単位をもって「教育実習」の単位に替えることができる。</p> <p>注9 「専修免許状に係る特別支援教育に関する科目」の24単位は、大学院又は大学の専攻科において修得するものとする。</p>										